

# 県事業名：障害児・者施設整備補助事業 (障害者施設：社会福祉施設等施設整備費国庫補助金) (障害児施設：次世代育成支援対策施設整備交付金)

## 1. 事業概要

○社会福祉法人等が障害福祉サービス事業所、グループホーム等を整備する際の費用に対して補助する。

## 2. 補助額、補助率

- 補助額：「事業費(補助対象経費)の3/4」と「補助基準単価」を比較して少ない方の額
- 補助率：国1/2、県1/4

## 3. 協議にあたって

- 各市町村の障害福祉計画との整合を確認願います。
- 協議にあたっては具体的なニーズ調査を実施願います。
- 県の審査会で「整備が適当」とされた整備についても国庫補助協議が不採択となる場合もあります。
- 美の国あきたネットで国通知や協議様式を確認できます。(サイト内検索：「44111」で入力し検索))

## 4. 協議スケジュール(例)

日程	事項	
8月上旬	県→法人	施設整備方針通知
8月中～下旬	法人→市町村→県	整備計画一覧表提出
9月中～下旬	法人→市町村→県	整備計画書提出
10月上～11月上旬	県→法人	ヒアリング及び現地調査
12月上旬	県	秋田県社会福祉施設等施設整備選定審査会
令和8年2月	県	当初予算へ計上
障害児施設 1月中旬～1月下旬 障害者施設 3月下旬～4月中旬	県→東北厚生局	国庫補助協議
障害児施設 4月上旬～4月中旬 障害者施設 6月中旬～7月上旬	東北厚生局→県→法人	内示→着工可能

※令和8年度整備の協議は終了。  
年度内完成が原則